

## 令和6年第12回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年12月25日（水）  
午後3時10分から午後4時20分
2. 開催場所 西彼総合支所 2階 大会議室
3. 委員定数 条例定数19人 現委員19人
4. 出席委員（17人）

|      |      |       |      |       |      |       |  |  |
|------|------|-------|------|-------|------|-------|--|--|
| 会 長  | 1 番  | 葉山 諭  |      |       |      |       |  |  |
| 会長代理 | 2 番  | 水嶋 政明 |      |       |      |       |  |  |
| 委 員  | 4 番  | 中尾 正則 | 5 番  | 大串 英明 | 6 番  | 坂口 初男 |  |  |
|      | 7 番  | 河本 光晴 | 8 番  | 梅山 清春 | 9 番  | 相川 浩一 |  |  |
|      | 10 番 | 葉山 静子 | 11 番 | 本山 光幸 | 12 番 | 安藤 卓巳 |  |  |
|      | 13 番 | 谷脇 文弘 | 14 番 | 山口用一郎 | 16 番 | 前田 明代 |  |  |
|      | 17 番 | 中村 和也 | 18 番 | 松崎 常俊 | 19 番 | 林 辰造  |  |  |
5. 欠席委員（2人）

|     |       |      |       |
|-----|-------|------|-------|
| 3 番 | 山田 康弘 | 15 番 | 柿田 敏彦 |
|-----|-------|------|-------|
6. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第49号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第50号 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について  
議案第51号 非農地通知の対象とするものの決定について
7. 事務局 事務局長：浦野 幸征 局長補佐：桑原 智徳 主事：松尾 亜美
8. 会議の概要

事務局 只今から令和6年西海市農業委員会第12回総会を開会いたします。出席委員は在任委員19名中17名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を

行います。西海市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 今回の議事録署名委員は、8 番：梅山 委員、9 番：相川 委員にお願いいたします。

議長 それでは議事に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

まず、議案第 48 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第 48 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 番を説明します。資料 3 頁は、今回 3 条申請があった 4 件の位置図です。1 番については、西海町太田和郷の農地です。資料 4 頁が議案書です。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は、議案書記載のとおりです。申請事由の詳細は、下段の中ほどに記載していますが、譲り受け人は、近接する畑を耕作しており、申請地は以前交換により取得した農地で、譲り受け人から譲り渡し人への土地の受け渡しについては、登記も終了している。今回、申請地の手続きが未了であったため、許可後に所有権の移転を行うもの、となっています。圃場は、譲り受け人の自宅より約 3 k m に位置しています。農地法第 3 条の許可申請の関係資料は、3 頁から 9 頁までで、3 頁に位置図、4 頁が議案書、5 頁に付近近況図、6 頁に字図、7 頁と 8 頁に現況写真、9 頁に航空写真を添付しております。6 頁の字図は、黄色に塗られているところが申請地です。9 頁の航空写真は、赤枠で囲まれた部分が申請地で、ミカンを栽培予定です。

今回の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は、以上です。

議長 ただいま説明がありました議案第 48 号の 1 番につきまして、18 番委員、補足説明をお願いします。

18 番 18 番委員です。12 月 22 日に、譲り受け人と 10 番委員、それから地元推進委員と一緒に現地確認に行きました。議案書に書いてある通りですが、申請地は譲り受け人所有の畑であると、私たちも思っていた

ぐらい長い間耕作されています。また譲り受け人は、勤めを退職し、今後は農業を一生懸命やられるということで、譲り渡し人の了解もきちんともらっており、何も問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただ今、議案第 48 号の 1 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 　　無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。よって、議案第 48 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 　　続きまして、議案第 48 号の 2 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 　　事務局です。議案第 48 号の 2 番を説明します。資料 10 頁は議案書です。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は、議案書記載のとおりです。譲り受け人は、I ターンで移住してきた個人で、申請事由の詳細は、下段の中ほどに記載していますが、申請地付近の住宅と一括して、農地を購入するものです。自家消費野菜の栽培のため、許可があり次第、売買により所有権移転を行うものである、となっています。圃場は、自宅に隣接しています。農地法第 3 条の許可申請の関係資料は、10 頁から 15 頁までで、3 頁に位置図、10 頁が議案書で、11 頁に付近近況図、12 頁に字図、13 頁・14 頁に現況写真、15 頁に航空写真を添付しています。12 頁の字図は、黄色に塗られているところが申請地で、左側の道を挟んで、譲り受け人の自宅があります。15 頁の航空写真は、赤枠で囲まれた部分が申請地です。サツマイモを栽培予定です。

今回の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は、以上です。

議 長 　　ただいま説明がありました議案第 48 号の 2 番につきまして、8 番委員、補足説明をお願いします。

8 番 8 番委員です。12 月 21 日に、地元推進委員と、申請者とそのパートナーとの 4 人で現地を確認しました。この土地につきましては、前の所有者がまだマルチとか色々な道具を置いている状況で、許可が下りて売買が決まったら、それらを片付けてから、家庭菜園としてサツマイモやハーブを植えたいということでした。またこの方は物づくりが趣味ということで、建物敷地の一部に小屋を建てて色々な物づくりをして、色々な所で販売をしたいということでした。また農業にも意欲的で、今後農業関係の研修があれば、積極的に参加して、適当な農地があれば、それを活用して直売所等に出荷したいともっていました。このように積極的な方ですので、特に問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 ただ今、議案第 48 号の 2 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

17 番 17 番委員です。13 頁の写真を見ますと、かなり高低差がある場所で、周囲には急傾斜対策工事した場所もあるようですが、この申請地とかその下の民家などは、その対象とならなかったのでしょうか。大丈夫かなと思って、質問いたします。

事務局 事務局です。13 頁の写真で、急傾斜対策工事された箇所も見られますが、付近には、ここ以外にも対策工事がなされた箇所があります。ここは一体としてそういった急傾斜の対策がなされた地区でありますので、申請地は農地であるため、工事の対象になっていないのかも知れませんが、全体として対策は完了していますので、大丈夫であると判断します。

議 長 よろしいでしょうか。ほかに皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 48 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 2 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 48 号の 3 番を議題といたします。事務局から説

明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第 48 号の 3 番について説明します。資料 16 頁は議案書です。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は、議案書記載のとおりです。申請事由の詳細は、下段の中ほどに記載していますが、譲り受け人は、経営地の規模拡大のため、申請地を売買により取得し、所有権を移転するもの、となっています。圃場は、自宅から車で 2、3 分のところに位置しています。農地法第 3 条の許可申請の関係資料は、16 頁から 21 頁までで、3 頁に位置図、16 頁が議案書で、17 頁に付近近況図、18 頁に字図、19 頁・20 頁に現況写真、21 頁に航空写真を添付しております。18 頁の字図は、黄色に塗られているところが申請地です。21 頁の航空写真は、赤枠で囲まれた部分が申請地です。露地野菜を栽培予定です。今回の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は、以上です。

議長 ただいま説明がありました議案第 48 号の 3 番につきまして、16 番委員、補足説明をお願いします。

16 番 16 番委員です。12 月 21 日に、1 番委員と地元推進委員と一緒に、譲り受け人に立ち会ってもらって現地の確認をしてきました。譲り受け人は、規模拡大のため、申請地を譲り渡し人より取得し、所有権も移転するということでした。現地に行ってみましたが、特に何も問題ない状態でした。よろしくをお願いします。

議長 ただ今、議案第 48 号の 3 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 48 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 3 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 続きまして、議案第 48 号の 4 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第 48 号の 4 番について説明します。議案書は 22 頁です。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は、議案書記載のとおりです。申請事由の詳細は、下段の中ほどに記載していますが、譲り渡し人は、遠隔地居住のため売却を検討していたところ、譲り受け人が住宅と申請地を一括購入し、地区内から転居することとしたため、売買により所有権移転を行うものである、となっています。圃場は、現自宅から車で 5 分のところに位置し、転居先の家屋と隣接しています。農地法第 3 条の許可申請の関係資料は、22 頁から 29 頁までで、3 頁に位置図、22 頁が議案書で、23 頁に付近近況図、24 頁に字図、25 頁から 28 頁に現況写真、29 頁に航空写真を添付しております。24 頁の字図は、黄色に塗られているところが申請地です。29 頁の航空写真は、赤枠で囲まれた部分が申請地です。露地野菜を栽培予定です。

今回の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 ただいま説明がありました議案第 48 号の 3 番につきまして、4 番委員、補足説明をお願いします。

4 番 4 番委員です。12 月 20 日に、私と地元推進委員、それから譲り受け人とそのご主人の 4 人で現地確認いたしました。譲り受け人は、ご主人と娘さんと 3 人で、果樹と露地野菜を栽培されております。今回の議案については、先ほど話がありましたけど、譲り渡し人と譲り受け人は親戚関係で、前々から家を売りたいということで、話があつておりました。24 頁の字図でもわかる通り、山林と宅地は、すでに譲り受け人名義に登録されており、今回は畑のみが対象になります。状況としましては、そんなに広くなくて、写真に写っている部分とは違いますが、黄色で示された家の横の狭い部分にビワが植えられていて、その右側に雑柑が植えられていました。その空いたスペースに露地野菜を作るということでした。空き家になった期間が少しありましたので、宅地周りにイノシシが入ってかなり荒らされた状態で、今新たに、電気柵が設置されておりました。特に問題はないかと思われれます。以上です。

議長 ただ今、議案第 48 号の 4 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございません

か。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 48 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 4 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 49 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」の 1 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第 49 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」について説明します。議案書は 30 頁です。次頁の 31 頁は申請地の位置図となっています。物件は、西海町横瀬郷字大根原の畑 3 筆で、合計 693 m<sup>2</sup>の申請となっています。申請者に関しては、議案書記載のとおりです。転用の事由は「農家住宅及び農業用倉庫」で詳細は、農家住宅の老朽化対策並びに農作業の作業効率改善のため、申請地に農家住宅等を建築するもの、となっています。本申請地は、令和 5 年 6 月総会で、農地法第 3 条申請で許可承認された土地の一部を、必要な面積で分筆し、今回農地法第 4 条の申請となったものです。申請者においては、他の場所の土地の選定や、現住所地での建て替え等も考慮したようですが、止むを得ず、今回の農地法 4 条申請となりました。添付資料は、30 頁から 41 頁までで、30 頁が議案書、31 頁に位置図、32 頁に付近近況図、33 頁に字図、34 頁・35 頁に現況写真、36 頁に航空写真、37 頁の航空写真の拡大図、38 頁に被害防除計画書、39 頁に平面配置図、40 頁に農家住宅の立面図、41 頁に農業用倉庫・車庫の立面図を添付しています。

38 頁に戻りまして、被害防除計画の内容ですが、現状のまま利用する。申請地付近の隣接農地は、申請者の農地のみのため、他者への被害の恐れはない、となっています。排水については、下水道に接続するため、用排水施設の有する機能に支障を生じさせる恐れはない。また周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置としては、建物は平屋造りで、高さを加減する。また、近接農地は、申請者の農地のみで、他者への被害の発生の恐れはない、となっています。37 頁の拡大した航空写真からも判断できますが、南側に本人の農地があるのみで、東側には太陽光発電施設が設置されており、北側は宅地で、西側に荒廃した農地があります。36 頁の航空写真を見ていただければわかりますが、申請地の周囲は、宅地や原野に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した生産性の低い農地、第 2 種農地と判断します。事務局からの説明は、以上です。

議 長 　　ただいま説明がありました議案第 49 号の 1 番につきまして、17 番委員、補足説明をお願いします。

17 番 　　17 番委員です。12 月 20 日に地元推進委員は 2 名とも都合がつかずに、1 人で行って申請者と現地確認をいたしました。37 頁の航空写真を見ますと、すぐ西側に山がありまして、かなり木陰というか、北向きの感じのところ、あまりみんな耕作したまらないような、日当たりのよくない場所です。ここに家を建てるのもいかがなものかという話もしましたが、現在の自宅が雨漏りなどのため、どこかに建て直したいということで見つけていたところ、土地の購入費用などの関係で、ここに決めたという話をしていました。道を挟んだ前の家も親戚関係ですが、入り口側の道が狭いので、奥に少し引いて建てようかと言っていました。申請者は若い農業者で、家を建てるという事であり、周りの環境にも問題がないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いたいと思います。

議 長 　　ただ今、議案第 49 号の 1 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

10 番 　　10 番委員です。先ほど西側の森が高くて日当たりが悪いというお話でしたが、山側に建てるのではなくて、太陽光パネル側に家を建てるのであれば、そのために太陽光パネルが日陰になるという心配はないのでしょうか。太陽光パネル設置者から、苦情を言われることはないのでしょうか。

事務局 　　事務局です。39 頁に、土地の配置図がありますが、これによれば、太陽光パネル側に寄せて家を建てることになりますが、建てるのは平屋の予定で、そのことは太陽光パネル設置者も了解していますので、問題ないものと思われます。

議 長 　　よろしいでしょうか。ほかに皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 　　無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。よって、議案第 49 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可する

ことに決定いたします。

議長 続きまして、議案第 50 号「農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。これより、別冊となります。別冊の 3 頁をお願いします。議案第 50 号農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）の要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり、農用地利用集積等促進計画（案）を定めるよう要請することの可否について、判断を求める、となっています。資料は別冊 3 頁から 19 頁までです。別冊 4 頁は、合意解約や要請分の集計表となります。上から 2 段目が、解約分の集計表で、一番下が今回要請する分の集計になります。別冊 5 頁が、利用集積計画の合意解約分で、解約の理由は、配分先の都合により解約となりました。合計 13 筆で、面積の合計は 23,375 m<sup>2</sup>です。次頁別冊 6 頁から 9 頁までが配分計画の合意解約で、1 番から 32 番までが、賃借人の死亡のため解約となったもので、33 番から 46 番までが賃借人の都合により解約となったものです。賃借人等や各筆の地番・地目・面積等の詳細につきましては、議案書を参照してください。配分の解約分は 56 筆、面積合計 68,751 m<sup>2</sup>です。

別冊 10 頁からが、今回要請する分となっています。今回は、出し手が 13 人で 30 筆 33,658 m<sup>2</sup>、受け手が 6 人で 59 筆 70,191 m<sup>2</sup>、受け手がない筆は、長崎県農業振興公社に中間保有する分で、天久保、太田和の基盤整備に係るものです。要請する物件は、合計 73 筆 79,034 m<sup>2</sup>となっています。別冊 14 頁以降が、受け手の農業経営の状況等で、栽培作物等を手書きで記入しています。各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は、以上です。

議長 今回、公社が受け手となっている 1 番から 14 番の物件については、補足説明は不要ですので、15 番から 21 番の補足説明を、19 番委員にお願いします。

19 番 19 番委員です。12 月 22 日に、地元推進委員 2 名と耕作者と私の 4 人で現地確認をいたしました。耕作者は現在 10 町歩ほど、田を耕作していきまして、一緒にやっています父親が体調を崩したため、規模縮小を考えていたところ、父親が回復したため、本件も借り受けることとしたそうです。若いし、大型機械も持っていますし、米の値段も上が

ったことだし、やる気を出して、やってくれることと思います。どうかご審議ほど、よろしくお願いします。

議 長 　ただ今の補足説明について、何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 　19番委員につきましては、26番から30番の物件の当事者となっており、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議に参加できませんので、審議終了まで退席をお願いします。

《19番委員 退席》

議 長 　続きまして、22番と23番の補足説明を11番委員をお願いします。

11番 　11番委員です。12月21日に、受け手と現場を確認しました。受け手は28歳と若く、農業専門でやっております。イチゴハウス栽培を2反ほどしております。それ以外には、機械等のところに書いていますが、コンバインから玄米選別機、このほかにもトラクターや田植機を持っておられて、水稻作業の委託を受けて、仕事をしています。また父親が水田を約1町5反、野菜畑も同じ面積ぐらいで経営を行っています。出し手は、お父さんが亡くなられて5年間、ずっと休耕状態で、今回受け手が水稻栽培をしてくれるということで、休耕田の解消にもつながりますので、ぜひ作ってくれということで、話をしてきました。以上です。

議 長 　続きまして、24番と25番の補足説明を16番委員をお願いします。

16番 　16番委員です。12月21日に地元推進委員と現地確認に行きました。何か月か前に、借り手から公社に、病気をしてもう耕作できないと相談があり、公社から地元推進委員に誰か後を借りて耕作する人がいないだろうかと相談があっていて、周りに聞いたりしましたが、なかなか借り手が見つからない状態でした。再度、地元推進委員と一緒に農家を回ったところ、たまたま近所に木の芽を栽培している方がおられ、木の芽は、4年以上同じ場所に作付けができないということで、ちょっと場所を広くしたいので、その方が借りて耕作するというのを、伺いました。今は、自分の土地だけで木の芽を栽培されていて、今回借り入れる土地がかなり広がりますが、現在は奥さんや家族と一緒にやっていますので、何とかやれるでしょうということでした。問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 続きますして、26番から30番の補足説明を6番委員にお願いします。

6 番 6番委員です。12月22日に、受け手本人と現地確認をいたしました。この場合は、A to Aということで、自分の名義の畑を公社に預けて、それを借り入れているという状況で、現地を見ましたところ「せとか」が3反8畝ぐらいあり、結構広い畑でしたが、きちんと管理がなされていました。また、ほかの所でも来年改植をするということで、大変意気込みがあつて、全く問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長 続きますして、31番から62番の補足説明を16番委員にお願いします。

16番 16番委員です。12月21日に現地確認に行ってきました。これにつきましては、耕作者が亡くなられたことにより、その息子さんである受け手に名義変更をするという内容でした。以上です。

議 長 続きますして、63番から73番の補足説明を、同じく16番委員にお願いします。

16番 16番委員です。これも12月21日に現地確認に行ってきました。これについては、前の借り手が、病気で耕作できなくなったため、今回の借り手がそれを全部引き受けて耕作をされるということでした。以上です。

議 長 ただ今、議案第50号について、それぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第50号「農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について」につきましては、原案どおり要請することに決定いたします。

議 長 19番委員、入室してください。

《19番委員 着席》

議 長 続きますして、議案第 51 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の申出分を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 事務局です。非農地の申出分の資料は、別冊 20 頁から 35 頁までです。物件は、西彼町八木原郷字南の田、1 筆 133 ㎡です。資料につきましては、次頁の別冊 21 頁に位置図、22 頁に付近近況図、23 頁に字図、24 頁・25 頁に現況写真、26 頁に航空写真を添付しています。現況写真を見ていただければ判断できますが、道路（国道）部分に収用された残地部分の田が今回の申出分となります。写真から判断されませんが、133 ㎡の狭小地であり、田としての利用価値はないもので、特に支障はないと判断いたしました。参考までに 23 頁の字図を見ていただければ分かるかと思いますが、西側に元地番の田があり、国道で分断され、東側に残地部分の本件申請地が所在しています。

なお、農業者年金、贈与税、不動産取得税関係については事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局の説明は以上です。

議 長 それでは、1 番の補足説明を、16 番委員をお願いします。

1 6 番 16 番委員です。12 月 21 日に現地を確認してきました。これはかなり前のことですが、申請者の父親がまだ現役でおられるときに、田んぼをちょっと作っていたこともあったようですが、海岸近くということもあり、波がひどい時は、塩水をよくかぶったりしてあまりよく出来なかったそうです。現在は、耕作しにくいこともあって、耕作されていませんが、現地を見ても、今後は農地として活用できるような土地ではないと判断しました。以上です。

議 長 ただ今、議案第 51 号の申出分について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 51 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の申出分 1 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 続きますして、議案第 51 号「非農地通知の対象とすることの決定につ

いて」の同意分を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 事務局です。同意分の非農地の資料は、27頁から35頁までです。今回は、11月15日から12月16日まで受け付けた分を審議していただきます。1番が、西彼町の物件で1件・1筆、2番から4番までが、西海町の物件で3件・3筆、5番が、大瀬戸町の物件で1件・1筆で合計5件5筆、5,623㎡の申請となっています。資料につきましては、28頁に位置図、29頁から31頁に航空写真配置図、32頁から35頁までに航空写真を添付しています。詳細につきましては、議案書及び資料をご覧ください。

同意対象地は、全体にわたって、利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が茂り山林・原野化しており、特に支障はないと判断いたしました。なお、農業者年金、贈与税、不動産取得税関係については、事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局の説明は以上です。

議長 ただ今、議案第51号の同意分について説明がありました。同意分については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。よって、議案第51号の1番から5番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議長 以上で、議案審議は終わります。みなさんから何かございませんか。

次回の総会は

日時：令和7年1月27日（月） 午後2時00分から

場所：市役所本庁 3階 議員控室

代理 これをもちまして令和6年西海市農業委員会第12回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和6年12月25日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人